

平成24年定例第1回金沢市議会

平成24年3月14日

○粟森 慨議員 質問の機会を得ましたので、会派みらいの一員として、以下数点お伺いいたします。

質問の第1は、教育行政についてであります。

この質問に先立ち、教育長におかれましては、既に辞任の意向を示され、今議会でもお礼の言葉を述べられるなど、マスコミからは今議会が送別会か卒業式のごとく報道されておりますが、現時点では教育長であることを、また議会中であることをもう一度再認識をしていただきたいと思います。そして、子どもたちの教育を第一に考えることは当然のことながら、将来を見据えた責任のある答弁をしていただきたいと思います。強く要望しておきます。

質問の第1は、教育行政についてであります。

まず初めに、中学校の学校選択制についてお聞きいたします。この制度は、平成16年11月の金沢市中学校学校選択制懇話会での議論に始まり、PTAブロック別説明会や市民フォーラムなどで保護者や市民と意見交換を重ね、平成17年の通学区域審議会の答申を経て、平成18年度から導入をされております。初めて導入された平成18年度は、対象となる新入学生3,638名中155名が制度を利用し、それ以降、利用生徒がふえ続け、導入7年目となる平成24年度は制度を利用された生徒が400名、新入学生徒の9.5%を占めるまでになりました。

ところで、この制度は、1つ、保護者や子どもの多様化するニーズにこたえ、子どもの可能性を伸ばす、2つ、保護者や子どもの中学校に対する積極的な参画意識、3つ、選ばれる立場となる中学校のこれまで以上に開かれた学校づくりや特色ある学校づくりを実現することで、本市学校教育全体の充実、発展を目指し導入されたものであります。

しかしながら、各学校が特色を出すことで制度の目的をなし遂げようと努力をされても、予算が厳しい、また教員の人事権がないなどが原因で、特色を出し切れないという現場の声が聞こえてまいります。また、生徒たちに選ばれた学校ばかりに注目するのではなく、本来は通学区域にありながら選ばれなかった学校が抱えている問題点を解決していかなければ、この制度のねらいであった目的が成就されておらず、制度が機能しているとは言い切れません。そこで、これらの事柄についてどのように認識され、本来の通学区域であったはずの学校への支援策につ

いてどのように考えているのかお聞かせをください。

ところで、制度を利用する生徒がふえ続けている要因について、いささか疑問に感じるところもございます。本来は、各学校の打ち出した魅力を評価し、学校が選択されるべきであるにもかかわらず、生徒の選択理由で、小学校時代の友人が入学するからや参加したい部活動があるからが上位を占めているのは、制度導入のねらいから外れているのではないのでしょうか。加えて、保護者側の選択理由で、中学校のイメージ、雰囲気がいよからという回答が上位にきているのは、裏を返せば、選ばれなかった学校への風評ともとらえられ、制度の趣旨から大きくかけ離れております。これらの事柄を踏まえ、利用する生徒の増加が制度のねらい以外の要因であるならば、制度そのものを見直さなければならないと考えます。そこで、制度導入6年を経過し、本制度が当初の目的どおりの成果を上げていると考えているのかお聞きするとともに、本来の導入目的以外での選択理由が多く見られることについて、どのような対策を講じられるのかお聞かせをください。

次に、金沢市立小中学校の規模の適正化についてであります。平成22年8月、このことに関する懇話会提言書の概要が公表されております。この提言書の初めに、本懇話会は、学校規模の違いによる教育効果への影響などについて、主に次世代を担う金沢の子どもたちの視点に立った議論を慎重に重ね、これからの金沢市立小中学校の規模及び配置に関する基本的なあり方について本提言を策定したと、子どもの視点に立った提言であることを委員長の橋本和幸氏は述べられております。そこでまず、確認のためにも、この懇話会を設けた理由についてお聞きするとともに、この提言書は教育委員会にとってどのような位置づけにあり、提言書の具体化に向けどのような責任があると考えておられるのかお伺いしておきます。

さて、この提言書では、適正規模の考え方として、学級数について触れられております。その内容は、一定の規模以上の学校で人間関係を築き上げていくことの重要性や、より高い教育効果を得ることが期待できるとして、おおむね12から24学級を適正規模とすることを基本に検討を進めることが適当であると述べられております。加えて、規模の適正化に向けての基本的な方向性として、各学校の現状及び今後の児童・生徒数を踏まえながら、小学校については統合または通学区域の見直し、中学校については

通学区域の見直しをそれぞれ基本としつつ、通学距離や地形等の状況など、通学環境や施設の効率的な運用などを十分見きわめ検討すべきと述べられております。そこで、この提言の内容を踏まえ、統合を基本とすべきとされた小学校9校の地域及び保護者の代表に対し、提言の趣旨等について説明されたとお聞きしておりますが、その後どのような話し合いが進んでいるのかをお伺いいたします。

ところで、この懇話会提言書では、小学校、中学校ともに通学区域の見直しについても触れられております。そこで、現在の本市の通学区域を見てみると、特に区画整理などで新たに開発された地区では、自宅から最も近い学校へ通学できず、あえて遠くの学校へ通学している児童・生徒の数は少なくございません。ましてや、目と鼻の先に学校があるにもかかわらず、道幅の広い幹線道路を横断し遠くの学校へ通学している児童・生徒の安全確保に加え、近年は通学時をねらった不審者があらわれ、保護者が不安を抱えていることなどを考えると、学校の統廃合の議論より通学区域の見直しこそ、すぐにでも議論をされるべき課題だと考えます。しかし、これらの課題や子どもの視点に立った懇話会からの提言があるにもかかわらず、大人の都合からか、本市教育委員会は具体的な通学区域の見直しは予定していないとのことでございます。そこで、なぜ統廃合議論を先行して進め、通学区域の見直しについて議論がなされないのか理由をお聞きするとともに、今後通学区域の見直しについて議論を進めるつもりがないのかお伺いいたします。

このテーマの最後に、学校図書館についてお伺いいたします。昨年7月、本市小中学校の図書館に21名の学校図書館司書が配置されてから、8カ月余りが経過いたしました。学校数と比較し司書の人数が圧倒的に少ないことから、この間、司書の配置日数を週に1日から3日校という形式で分け、特に週3日校を学校図書館教育推進モデル校に指定し、取り組んでこられました。司書が配置されてからわずか8カ月余りの期間、また各学校に常時配置されていなかった現状にもかかわらず、図書の貸し出し冊数が増加したという成果があらわれております。特に、司書が週3日配置されるモデル校では、図書の貸し出し冊数が対前年度比、小学校は1.3倍、中学校においては5.8倍と大幅に増加しております。また、貸し出し冊数増加以外の成果として、調べ学習時の支援の充実、読書意欲を高める活動の増加、開館

日・開館時間の増加、書架の配置がえや図書の配列の工夫による学校図書館の環境改善など、さまざまな成果を上げているとの報告が上がっております。そこでまず、これまでの成果についてどのような所見をお持ちなのかお伺いします。

ところで、これらの成果を踏まえてか、新年度は学校図書館司書を現在の21名から31名に増員し、週3日配置校を本年度の5校から13校にふやしながら、全校で複数日の配置を計画されているとのことでもあります。また、予算案では、学校図書館の読書環境費として1億400万円余が計上されております。市長も、学校図書館司書の配置については議員時代からその必要性を理解されていたことから、今後も司書の人数はふえていくものと考えますが、今後の配置計画や授業のカリキュラムに与える影響などを含め、将来の学校図書館行政の方針が見えておりません。特に、モデル校として選定された学校での図書貸し出し冊数が大幅に増加した結果や、義務教育の平等性という観点を踏まえ、スピード感を持って司書の大幅な増員を行う必要があると考えますが、いつまでモデル校制度で様子を見るのか、あわせて、なぜ10名だけの増員となったのかお伺いをいたします。加えて、司書の配置基準や目標とする人数について明らかにするとともに、図書館ボランティアとの連携を含め、今後の計画をお聞かせください。

ところで、経験や専門性が必要な学校図書館司書の雇用形態が本市の非常勤職員という位置づけのため、最長で5年しか雇用契約を結ぶことができないのが現状であります。一方、近年は図書館司書の重要性が注目され、人材確保が難しくなっているとも伺っております。まだ本市においては雇用契約期間の課題に直面する時期ではございませんが、数年後には避けては通れない道であり、対策を講ずる必要があると考えますが、この課題についての考え方や今後の取り組みについてお聞かせをください。

質問の第2は、障害者福祉施策についてであります。

昨年4月29日、障害のある方への差別をなくし、障害のない人たちと共生する社会を目指す改正障害者基本法が成立いたしました。この改正では、目的規定を見直し共生社会の実現を明記したこと、障害者の定義を拡大したこと、手話を言語と認め手話通訳などの確保を進めること、医療・介護を身近な場所で受けられること、障害のない児童・生徒とともに学べることなどなど、多岐にわたって国や自治体

にその対応を求めた大幅な改正でありました。つまり、障害のある方をいわゆる保護の客体から権利の主体へと転換を図るものであり、障害者権利条約批准に向けた国内法整備の第一歩とされております。そこでまず、市長は、この障害者基本法の抜本的な改正をどのようにとらえ、市として何をすべきとお考えなのかお聞かせをください。

ところで、先般、本市の障害者施策推進協議会から市長に提出された第3期障害福祉計画案には、障害福祉サービスの利用について支給決定基準を定め、居宅介護におけるホームヘルパーの利用や移動支援事業における月ごとの利用上限枠を設けることがうたわれておりました。一方、市長は、提案理由説明の中で、障害のある方の個別サービス利用計画の策定に取り組むほか、サービス内容の拡充や要件の緩和を図るなど支援の充実に努めると述べられております。本来、サービスの給付については、それを利用する障害のある方本人の声を聞き、日常生活の大変さを理解された上で、それぞれ個別のサービス内容が決められるべきであると考えますが、利用者の声を反映し、支援を充実することについて、市長の御所見をお伺いいたします。

さて、一昨年12月に、障害者自立支援法が次の障害者総合福祉法制定までのつなぎ法として改正され、同時に児童福祉法も改正されております。また、昨年6月には障害者虐待防止法が制定され、7月には障害者基本法が改正されました。さらには、今国会に再度、自立支援法の改正案が提出されるとの報道があるなど、障害のある方々を取り巻く法整備が今まさに大きな変革期を迎えていることは間違いございません。そこで、市長は、このような障害者福祉制度の今後の展望について、どういうふうが変わっていくことが望ましいと考えているのかお伺いいたします。

質問の第3は、本市の観光施策についてであります。

北陸新幹線金沢開業がいよいよ3年後に迫り、今議会に上程されております新年度当初予算案においても、新幹線開業に向けた準備経費が数多く計上されておりますが、明年度を含めると、開業までに予算を組める機会はおと3回しかございません。つまり、三段跳びになぞらえますと、明年度はホップ、ステップ、ジャンプのホップの年に当たります。開業の年に本市が大きな跳躍をするためには、この助走の第1歩こそが重要であり、大きな期待をこめて、

提案を含め幾つか質問をさせていただきます。

まず、本市をアピールするキャッチフレーズについてであります。現在、本市のキャッチフレーズは「いいね金沢」が一般的に認知されており、市幹部の名刺等にも幅広く活用されております。しかし、このキャッチフレーズができたのは18年前の平成6年であることや、キャッチフレーズが与える印象の大きさを考慮すると、この機会に「いいね金沢」をキャッチフレーズとして継続利用するかも含め、検討することも必要であると考えます。そこで、広報戦略の柱の一つとして、改めて広く市民の意見を聞く、あるいは全国公募をするなどの方法でキャッチフレーズについて検討し、これを利用して観光プロモーションをすべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、本市をアピールする手段として、おもてなし武将隊の活用についてお伺いいたします。名古屋を拠点に活動している名古屋おもてなし武将隊は、名古屋城での観光客をお出迎えするおもてなし活動、観光イベント出演などの観光PR活動を初め幅広く活躍しており、名古屋市からの1億円弱の助成額に対し、その経済効果は約27億円とも言われております。そこで、本市にも金沢おもてなし武将隊が存在しており、金沢を全国に発信する役割にはうってつけであると考えますが、加賀藩侍文化を代表する観光大使として、その利活用についてどのように考えておられるのかお聞かせをください。

最後に、首都圏でのアンテナショップのあり方についてであります。現在、石川県物産協会が設置し、県や本市も支援している加賀・能登・金沢江戸本店は、立地条件や来客数などから見ると、情報発信源としてはいま一つの感は否めません。そこで、金沢の食も交えながら本市の魅力を発信する新たなアンテナショップも必要であると考えますが、御所見をお伺いし、質問を終わります。 (拍手)

○上田 章議長 山野市長。

[山野之義市長登壇]

○山野之義市長 13番栗森議員にお答えいたします。

まずは、私のほうからは、障害者福祉施策について何点かお尋ねがございました。今回の基本法の改正について、どのようにとらえているかということですが、今回の改正は、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目的としておりまして、その中で、障害のある方の社会参加の機会や、どこでだれと生活するかなど選択

の機会の確保を求めていることから、障害のある方の人権保障という点において、国連障害者権利条約の批准に向けた大きな前進であるととらえています。本市としましては、この趣旨を先取りしました障害者計画でありますノーマライゼーションプラン金沢2009の具現化に引き続き努めるとともに、自立支援や社会参加の促進に当たりましては、障害のある方の意見を尊重しながら、施策の充実に取り組んでまいりたいと思っています。

また、その際、利用者の声を反映し、支援を充実するべきではないかという御提案がございました。今般の予算におきましても、ホームヘルパーや移動支援事業などのサービス利用におきましては、月ごとの一定の利用時間の上限はありますが、サービスの給付に当たりましては、本人の心身の状態や家庭の状況等を勘案し、また利用者からの希望やニーズを十分に踏まえた上で、利用時間のほか、サービス内容を決定することとしておりまして、必要があれば、障害程度区分認定審査会の意見を聞いて、上限を超えた利用も認めるものであります。障害のある方が地域において自立した生活ができますよう、利用者の声はこれからもできる限りお聞きをしていきたいというふうに思っています。

障害者福祉制度の今後の展望ですけれども、これまでの制度は、障害のある方が保護の対象とされ、与えられたサービスを利用するという一面がありましたが、今後は、障害者基本法の理念にのっとり、障害のある方が主体となり、自分で選んだサービスを利用しながら地域で自立した生活を送ることができるような制度に変わっていくことが望ましいと考えています。

観光施策について何点かお尋ねがございました。キャッチフレーズのことですけれども、御指摘のように、平成6年にこのキャッチフレーズが定められました。昨年の9月に市民アンケートを改めて行いましたところ、このキャッチフレーズの認知度は9割を超えておりまして、また、市民に定着しているというふうに思っています。また、このことは広報戦略検討委員会の中でも高く評価もされまして、今後も金沢のキャッチフレーズとすべきとの提言を受けていますことから、私といたしましては、引き続き使用をしていきたいというふうに思っています。ただ、御指摘ありましたように、18年経過していますことから、このロゴマークというものも、現代の感性に合わせたものに一新をしたいというふうに考

えておりまして、また、新年度策定いたします新幹線開業プロモーション計画の中におきましては、キャッチフレーズを使いましたアピールについても検討をし、観光客へのさらなる発信に努めていきたいというふうに思っています。

また、金沢おもてなし武将隊のことにつきましてですけれども、この城下町金沢にありましては、金沢おもてなし武将隊は観光PRのために有効な方策の一つであるとの思いから、既に昨年6月の金沢百万石まつり、また本年2月に名古屋市で行われました世界SAMURAIサミットへの出演などを通じて、誘客活動に努めていただいているところでもありますし、私自身も、ある会でもうすごい近い距離で拝見させていただきまして、その迫力であったりだとか、金沢の魅力を伝える役割が大きな役割を果たしていただいているということ強く感じたところでもあります。今後もさまざまな機会に、いわば金沢藩侍観光大使としてお力をお貸しいただきたい、そういうふうに思っています。

アンテナショップのことについてお尋ねがございました。御指摘ありましたように、首都圏にありますがアンテナショップは、情報発信ツールとして重要な役割があるというふうに思っていますけれども、民間の調査によりますと、やはり北海道、沖縄などが大変人気が高いんですけれども、石川県は17位という評価になっています。この既存店舗は、県と県内すべての市町が連携をし、協力をしながら運営しているものでありまして、まずは、その中でより魅力的なものにしていくことが大切なことというふうに考えておりますので、金沢市独自としての店舗は今のところは考えてはおりません。ただ、御指摘いただきましたように、食というものも大きなPRの材料であるというふうに思っておりますので、今後もより訴求効果のある商品構成や陳列方法の工夫、イベント展開などを、運営主体であります石川県物産協会や県、県内市町とともに研究を続けてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○上田 章議長 浅香教育長。

〔浅香久美子教育長登壇〕

○浅香久美子教育長 教育行政についてお尋ねがございました。まず初めに、中学校学校選択制です。制度が機能していると言い切れないことについての認識と、本来の通学区域であった学校への支援策についてどう考えているかのお尋ねでした。中学校

学校選択制は、多様化する保護者・子どものニーズにこたえるため、通学区域の弾力化の一つとして導入されたものでございます。利用者は年々増加しており、制度説明会の様子などを見ておりますと、制度として定着してきていると考えております。これまでも、地域の実情や特性に応じた特色ある学校づくりを進めることができるよう人的・財政的支援を行っており、機会をとらえて特色ある取り組みの紹介や表彰などもしているところでございます。学校には、地域との連携、小中連携などさらに充実した取り組みができるよう引き続き支援していきたいと考えております。

本制度が当初の目的どおりの成果を上げていると考えているのか、また本来の導入目的以外で選択理由が多く見られることについて、どのような対策を講じるかとお尋ねでした。子どもにとって友人関係や部活動は大変重要であります。学校を選択することでそれらの環境が整えられ、みずから選んだ自覚と目的意識を持って、充実した中学校生活を送ることにつながるものと考えております。また、すべての中学校を紹介した冊子を子ども、保護者に配布するとともに、直接学校を見学できる機会として学校公開日を拡充するなど、学校情報の提供に取り組んできました。今後とも、学校と連携し、これまで以上に学校の活動状況が保護者や子どもに十分伝わるよう努めていきたいと思っております。

次に、金沢市立小中学校の規模の適正化についてお尋ねがございました。この懇話会を設けた理由、この提言書は教育委員会にとってどのような位置づけにあるのかとお尋ねがございました。本市では、少子化に伴う児童・生徒数の減少と市街化に伴う児童・生徒の偏在化が生じてきております。このことから、教育環境の維持向上を図るため、学校の規模及び配置のあり方について総合的に検討する懇話会を設置したものでございます。懇話会から示された提言は、教育委員会にとって学校の規模の適正を図るための基本的な方向性であると認識しており、可能な限り速やかに実現させていくことが必要と考えております。

統合を基本とすべきとされた学校の地域及び保護者の代表に対し、提言の趣旨等について説明したと聞いているが、その後どのような話し合いが進んでいるのかとお尋ねでした。地域の代表者である連合町会長、公民館長や保護者の代表である育友会の役員の方々に対して、まずは提言の趣旨を説明して

きたところであり、中には保護者全員を対象にして説明を始めております。提言に対する受けとめ方はさまざまでございますが、これからも子どもたちの視点に立った協議を重ね、地域の現状や今後の状況を踏まえながら、保護者や地域の方々と合意形成が図られるよう努めていきたいと思っております。

なぜ統廃合議論を先行して進め、通学区域の見直しについて議論がなされていないかとお尋ねがございました。懇話会の提言の中で統合を基本に検討をすべきとされた小学校では、さらなる児童数の減少が予測されることから、子どもたちにとってよりよい学校環境を構築するため、地域の方々や保護者の理解を得て——このことが大前提でございますが、統合を進めることが急務ではないかと考えているところでございます。

一方、通学区域の見直しにつきましては、御指摘のとおり、都市基盤整備や市街化の進行によって見直しなどの検討が必要と思われる地域は見受けられます。安全など子どもの視点はもちろん重要でございますが、学校の通学区域がさまざまな地域活動の基礎となっていることも事実でございます。地域の要望、地域の方々の意見を十分に踏まえ、慎重に議論を進めていきたいと考えております。

次に、学校図書館司書についてお尋ねがございました。これまでの成果についてどのような所見を持っているかとお尋ねでした。学校図書館司書が配置されたことにより、学校図書館の雰囲気明るくなり、温かくなったと感じております。子どもたちが学校図書館に足を運ぶことが多くなり、にぎわいが創出され、また、終礼時の読書が始まった中学があるなど、教職員の読書活動への関心が高まったことも大きな成果ではないかと考えております。教職員、司書、学校図書ボランティアの連携のもと、学校図書館がさらに活性化し、子どもたちの読書活動が一層充実していくことを期待しております。

なぜ10名だけの増員なのか、配置基準や目標とする人数について明らかにするとともに、今後の計画をとのお尋ねでした。次年度の司書の配置につきましては、10名を増員し、週1日校の解消を目指すことにしており、モデル校5校を含む13校には週3日、その他の学校については週2日または2週間を通じて3日の配置を予定しております。また、モデル校を中心に学校図書館を活用した授業研究を進めるほか、全校で、全部の学校で創意工夫のある取り組みにより学校図書館の活性化を図っていききたいと思

ております。今後の配置につきましては、引き続き各学校の取り組みを検証し、教職員や学校図書ボランティアとの一層の連携のもと、より効果的な司書の配置を検討してまいりたいと思っております。

最後に、5年間の雇用契約期間について対策を講じる必要があると考えるが、今後の取り組み等についてお尋ねがございました。学校図書館司書などの非常勤職員は、専門性が求められる職務に任期を限って任用するもので、本市においては最長5年の任期としているところでございます。今のところ任期の延長などは考えておりませんが、国や他都市の動向については十分注意してまいりたいと思っております。なお、雇用期間が限られていることから、今後特に採用の平準化に留意し、必要な人材確保に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長、13番、再質問」と呼ぶ者あり〕

○上田 章議長 13番栗森慨議員。

○栗森 慨議員 答弁ありがとうございます。

それでは、中学校の学校選択制について、ちょっと私と意見が大分違うと思うので、再度確認も含めて再質問させていただきたいと思っております。

今回、この制度が導入されてから、小学校時代の友達が入学するからというのが選択理由の第1でございました。しかし、私も、導入当時にこの議会の中でもいろいろ議論があったんですけども、恐らく、保護者や子どもの多様化するニーズにこたえ、子どもの可能性を伸ばすのこのニーズにこたえというところで、その答弁をされていると思うんですけども、その後が続いてきている子どもの可能性を伸ばすというところで、友達が可能性を伸ばすのではないと思うんです。私は、各学校が教育の方針だとか先生の熱意だとか、そういうものが学校の魅力につながって、それを子どもたちが選択して、それがニーズだと思うんです。そのことによって、子どもの可能性が伸びてくる。これが学校選択制の意義だと思います。こういうことが幾つかつながった上で、本市学校教育の全体の底上げ、充実、発展、そういうものにつながっていくと思うんですけども、友達関係をここに無理やり入れてしまうのは、私はちょっと無理があるんじゃないかなというのがまず1点でございます。導入当時もこういう話はしっかりとあったんです。友達のためにするということなんて、説明では導入当時一つもなかったんです。それが今となっては、それが一番多いからここに無理

やり押しつけているような感じがするので、そのことについて、ひとつお伺いしておきたいと思っております。

あと、この学校選択制に対する評価なんですけれども、昨年3月の議会で森一敏議員がこの場で質問をしたときに、教育長は、学校関係者、地域の方、PTAの方、その方たちから意見を幅広く聴取して改善できるものはしていきたい、そのようにおっしゃっていたと思います。どういうふうに聴取をされて、どういう意見が多かったのか、確認しておきたいなと思います。というのは、私の周りでは、この制度を高く評価している人は残念ながらほとんどいないんです。逆にこの制度に対する不満だとか、問題点だとか、そういうところしかほとんど耳に入っていないので、教育委員会と私、一議員としての制度に対するとらえ方だとか、そういうものが全く違っているの、そのあたりについてどういう聴取をされて、どんな意見が多くて、私の考えが間違っているところがあればぜひ教えていただきたい。そのように思っています。再質問させていただきます。

○上田 章議長 浅香教育長。

〔浅香久美子教育長登壇〕

○浅香久美子教育長 今の子どもたちにとって、友達といいますか、人間関係とはとても大きな問題であると思うんです。じゃ、その人間関係というのが、子どもたちの可能性を伸ばす一つの要因、また、子どもたちの可能性を伸ばすのは学校環境、先生方の熱意、それらがどれが1番とかどれが2番とかではなくて、総合的に子どもたちを伸ばす。そういう意味で、保護者や子どもさんのニーズというのを幅広く考えれば、この友達関係、人間関係も非常に大事な要因ではないかというふうに思っております。もちろん、学校が努力し魅力ある学校づくりを進めていく、このこともとても大事と思っております。

2点目の、先ほど幅広く意見を聞くという話でございます。この1年間、例えば学校訪問の際の懇談会、あるいはPTAの皆さん方の懇談会などで、やはり各学校の状況や皆さん方の御意見を聞きました。いろんな御意見がございます。やはり、栗森議員のおっしゃるような御意見もあれば、非常に定着していて、もう余り問題もないという意見も、いろんな意見もある。今後も引き続きやはりいろんな意見に耳を傾けていく、こういうことはやはり大切やなど思っておるところで、いずれにいたしましても、子どもたちにとって、あるいは地域にとって魅力ある学校となってくれることを本当に切に願っております。

す。

〔「議長、13番、再質問」と呼ぶ者あり〕

○上田 章議長 13番栗森愷議員。

○栗森 愷議員 今ほどの答弁で、当然私も子どもたちの人間関係を否定しているわけではございません。ただ、導入当時の目的の説明のときに、人間関係ということで学校を選ぶのではなくて、学校が魅力を発信して、そのことによって子どもたちがどの学校に行きたいかを選ぶ、それが教育の発展につながるということで、私は同意をした記憶がございます。そういう意味で、今この現時点で子どもたちが友達関係で入ることは、それはまた私も否定はできませんけれども、制度の導入目的とちょっとずれているような気がするんです。それならば、制度をもう少し見直してやっていくべきだと思いますし、そのことを重視していくということを市民の皆さんにも広く伝えるべきかなと思います。そのことについてまず第1点。

もう1つ、あと小中学校の規模の適正化のところ、統廃合の議論が進んでいて、通学区域の議論が進んでいない。する気がないのか、手をつけられていないのか、ほとんど進んでいないのが現実だと思うんですけれども、先ほども言いましたが、子どもたちの安全だとか、そんなことを考えると、親の都合で、大人の都合でそのことの議論を進めていかないというのは、私はいかがなものかなと思うんです。子どもたちの教育環境を築き上げるのに、大人の中で話し合いがまとまらないから通学区域は触ることができない。それは私はいかがなものかなと思いますので、そのことについて答弁いただきたいと思います。

○上田 章議長 浅香教育長。

〔浅香久美子教育長登壇〕

○浅香久美子教育長 まず初めに、制度の導入目的のことにつきましては、先ほども議員も最初にお話をしてくださいましたし、多様化するニーズにこたえて子どもの可能性を伸ばす、保護者や子どもの中学校に対する積極的な参画意識、そして選ばれる立場となる中学校のこれまで以上に開かれた学校づくり、特色ある学校づくり、これら3つ、この3つを通じた本市学校教育全体の充実。このことの趣旨は今もなお変わっていないと私は思っております。

2点目の大人の中で考えてはいけないということ、おっしゃるとおりでございます、ぜひまた子どもの視点でいろんな論議を進めていかなければいけな

いと思っております。

〔「議長、22番、関連」と呼ぶ者あり〕

○上田 章議長 22番森一敏議員。

○森 一敏議員 栗森議員から私の名前が出ましたので、やはり関連をして御質問しなきゃならないなというふうに思うんですけれども、今、教育長が再質に答えて最初に答弁された3つほどの要素ですね、これが大事だと。これはそのとおりです。だから、それが大事だから、学校選択制、ちょっと見直ししにゃならぬのなにかという声があちらこちらから出ているんです。私は、答弁の、今年何回もお聞きしていますけれども、率直に言って、そのことに対して聞こうとする姿勢が教育委員会にどれだけあるのかなという疑問を持ちます。地域の立場から、子どもにこの地域の将来の担い手になってほしいなという熱い思いを持ってかかわっている地域の方、いっぱいいらっしゃるんですね。そういう方々が自由に議論をし、そしてほかの人はどう思っているのかなということ聞いて、そして自分が今までこう思ってたけれども、そう言われるとそうだな、こういうような場が果たしてあったのかということなんです。今の答弁では、個々別々に何かの機会に話を伺っているということはあるでしょう。それは否定しません。しかし、地域の人と話をしていると、もっと自由な議論の場、その中を通じて選択制度というのが学校や子どもや地域にとってどんな機能をこの間果たしてきたのか、そのことの検証をする場がないと言っているんです。少なくとも、2学期制の議論もこの間ありましたけれども、学校選択制度についてももっと本格的に制度を検証をすることのできるような意見を聞き、意見を言う、そしてそれを総合して制度としての検証をするという場を私は持つべきじゃないかと思うんです。そういう時期が来ていると思います。

生徒の選択動機にしても、先行して行われている自治体、ほとんど変わっていません。それから、頑張っているけれども風評に抗しがたいということで生徒の流出が続いている学校が実際にやっぱりあるんです。その在住地域の方は、非常に心を痛めています。そういう学校の問題が、学校の統廃合にも結びついていきかねないという危機感を持っている方もいらっしゃるわけです。そうすると、制度がそれを後押ししているということになりますよね。そんなことも聞いていただきたいんですよ、検証の仕組みをつくって。私は、栗森さんの質問に対して非

常にそういうことを思いますので、今すぐここで見直すとか何とかと求めているわけではありません。本格的な検証の仕組みを、つまり教育委員会は聞く耳を持っていますよということを見える形で発信をしていただきたい。答弁を求めます。

○上田 章議長 浅香教育長。

〔浅香久美子教育長登壇〕

○浅香久美子教育長 私からは、今後とも関係者の意見を幅広く聞くことも非常に大切だと思っているとお答えしておきたいと思います。